

資料 1 「クーリングシェルター」の指定について

気候変動適応法の改正に伴い「熱中症特別警戒情報」が創設され、4月24日から運用が始まりました。極端な高温時における熱中症による健康被害の発生を防止するため、本市では「熱中症特別警戒アラート」発表時に『暑さをしのぐ場』として広く市民等に開放する「クーリングシェルター」に、市内の公共施設11施設を指定します。

また、本事業の趣旨に賛同し、「クーリングシェルター」として熱中症対策に取り組んでいただける民間施設を募集します。

<公共施設の指定>

- 1 指定施設 市内の公共施設11施設（詳細別紙）
- 2 指定基準 ①適当な冷房設備を有する。
②熱中症特別警戒アラート発表時に市民等へ開放する。
③必要かつ適切な空間を確保する。
※概ね5人以上が休憩できる椅子やソファ等
- 3 開設期間 令和6年6月1日（土）～10月23日（水）
※令和7年度以降…4月第4水曜日～10月第4水曜日
- 4 開放日時 各施設の開館日時による（詳細別紙）
※開館日時内での対応とし、閉館日や開館時間外は開放しない。
- 5 受入可能人数 施設ごとに設定（詳細別紙）
- 6 周知方法 市ホームページ、市公式LINE、広報いみず、ステッカー等

<民間施設の募集>

- 1 募集基準 公共施設の指定基準に準じる。
- 2 申込方法等 ①環境課へ「申込書」を提出する。
②市と施設管理者で現地確認の上、協議する。
③協定を締結し、クーリングシェルターとして公表する。



案内ステッカー（指定施設の入口に掲示）



射水市役所本庁舎(1階食堂)

(別紙)

クーリングシェルター指定施設（令和6年6月1日時点）

番号	施設名	所在地	開放日	時間帯	受入可能人数
1	射水市役所本庁舎 （1階食堂）	新開発 410 番地 1	平日	8:30～17:15	20 人
2	射水市役所大島分庁舎 （1階ロビー）	小島 703 番地	平日	8:30～17:15	10 人
3	射水市役所布目分庁舎 （1階ロビー）	布目 1 番地	平日	8:30～17:15	6 人
4	小杉地区センター （1階ロビー）	戸破 1032 番地 3	平日	8:30～17:15	10 人
5	子ども子育て総合支援センター 「キッズポートいみず」 （1階ロビー）	二口 1081 番地	日曜・祝日 以外	9:30～18:00	10 人
6	下村交流センター （1階玄関ロビー）	加茂中部 838 番地 2	休館日 以外	9:30～17:00	10 人
7	保健センター （1階ロビー）	中村 38 番地	平日	8:30～17:15	10 人
8	中央図書館 （2階展望ロビー）	戸破 1511 番地	休館日 以外	9:30～17:00	10 人
9	大門総合会館 （1階ふれあいロビー）	大門 67 番地	休館日 以外	9:00～17:00	10 人
10	救急薬品市民交流プラザ （1階市民交流スペース）	戸破 4200 番地 11	休館日 以外	9:00～21:30	10 人
11	クロスベイ新湊 （1階クロスポート）	本町二丁目 10 番 30 号	休館日 以外	9:00～21:30	30 人

市ホームページ



熱中症対策
について



クーリングシェルター
について